

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第2874号

平成29年 5 月16日火曜日 第2874号

◇ 目 次 ◇
告 示

	(総務管理課) 359
農用地利用配分計画の認可	
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(3件)	(都市計画課) 360
建設業者の許可の取消し	(中予地方局管理課) 360
道路の供用開始(県道粟井浅海線)	
指定障害児通所支援事業者の指定	(南予地方局地域福祉課) 360
指定障害福祉サービス事業の廃止	
道路の区域変更(一般国道 197 号)	(南予地方局大洲土木事務所) 361
落札者等の告示	(教育総務課) 361
	公告
争議行為の通知の公表	(労政雇用課) 361
交通管制システム中央装置一式の借入れ	(警察本部会計課)361

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第585号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の 規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候 補生の募集期間を次のとおり告示する。 平成29年 5 月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 男子(平成29年度8・9月採用分) 平成29年5月17日(水)から 6月7日(水)まで

○愛媛県告示第586号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成29年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試験場の名称	担 当 区 域
(男子) 平成29年6月11日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第587号

平成29年4月5日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成29年 5 月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者						賃借権の設定等を	を受ける土地
氏名又は名称 住			住 所		所在及び地番	面積 (m²)	
戸	田		寛	愛媛県西条市周布 09番地 2	517	愛媛県西条市周布16 07番1ほか4筆	5 ,637
水	木	文	夫	愛媛県伊予市上野 69番地	3 16	愛媛県伊予市宮下字 屋鋪窪755番ほか4 筆	8 ,935
中	田	功	_	愛媛県上浮穴郡久 高原町二名甲195 地	.万	愛媛県上浮穴郡久万 高原町父野川甲754 番ほか2筆	1 ,647

2 認可年月日平成29年5月8日

○愛媛県告示第588号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第589号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧

に供する。

平成29年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第590号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

/ ''.... / ''' / '''... / ''' / '''... / ''' / '''...

平成29年 5 月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第591号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成29年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 24)第8500号	平成24年 10月28日	(有)山下邦博塗装	笹岡 豪	松山市来住町1162	平成29年 4月5日	防水工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 26)第17312号	平成26年 5 月15日	㈱虹の森建設	式村 達也	松山市森松町194 - 4	平成29年 4月6日	土木工事業業 建築官業 東業工事事業工事業 大工工事工工屋板・ ・工事業工工屋が・ 工事業の が・工事業 の の 工事業 の の 工事業 が の 工事業 が の 工事業 が の 工事業 が の 大工事業 大工事業 大工事業 大工事業 大工事業 大工事業 大工事業 大工事業	建設業の廃止
(般 - 24)第17021号	平成24年 6月4日	㈱三協ハウス工業	髙本 憲二	松山市浅海本谷甲262	平成29年 4月11日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 24)第17088号	平成24年 10月17日	(株)愛媛住まいづくり研究 所	松田 孝公	松山市土居田町104 - 1	平成29年 4月14日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 26)第15619号	平成26年 8 月25日	東建築	東満房	松山市久万ノ台1347	平成29年 4月14日	大工工事業	建設業の廃止
(般 - 24)第12628号	平成24年 4月20日	(有)大内組	大内 将伸	松山市平和通6 - 2 - 4 梶谷ビル303	平成29年 4月17日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第592号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の利	重類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	粟	井浅海:	線	松山市萩原乙18	1番 8						平成29年 5 月16日

○愛媛県告示第593号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。 平成29年5月16日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指定障害	児 通 所 支 援	事 業 者	指定障害児通	指定障害児通	所支援事業所	指定日
尹未日田う	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	所支援の種類	名 称	所 在 地	年月日
3850400015	八幡浜市	愛媛県八幡浜市北浜一 丁目1番1号	大城 一郎	放課後等デイ サービス	発達支援センター巣立 ち	愛媛県八幡浜市松柏乙 1101番地	平成29年 3月31日

○愛媛県告示第594号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年5月16日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

事業者番号	指定障害	晶 祉 サ ー ビ ス	事 業 者	指定障害福祉	廃止に係る指定障害	『福祉サービス事業所	廃 止
争耒白留写	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3813910092	NPO法人ひだまり工 房	愛媛県北宇和郡鬼北町 大字近永1027番地	高木真弓	自立訓練(生 活訓練)	みらい	愛媛県北宇和郡鬼北町 大字近永72番地	平成29年 4月30日

○愛媛県告示第595号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地 の 員	延長	備考
一般国道		197号		大洲市平野町野田乙889番1地先から		旧		ル)~ 95 2 ′~170 .1	キロメートル 4 .190 0 .791	
		19/5		八幡浜市郷1番耕地910番1まで		新) ~ 95 2 5 ~ 191 .0	4 .190 4 .469	

○愛媛県告示第596号

次のとおり落札者を決定した。 平成29年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
教育情報通信ネットワークシステム 運用管理業務 一式	愛媛県教育委員会 事務局管理部教育 総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成29年5月1日	N T T ビジネスソリュ ーションズ株式会社四 国支店 愛媛県松山市一番町四 丁目 3 番地	15 ,193 ,440円 (月額)	総合評価 一般競争入札	平成29年 3 月21日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成29年4月28日あったので公表する。 平成29年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成29年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 平成29年5月17日正午より本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病	院	名	所	在	地
一般財団法人	真光會		松山市南高井	‡1491	

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独 又は併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 平成29年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

交通管制システム中央装置一式の借入れ

- (2) 借入物品名及び数量 交通管制システム中央装置一式(ハードウェアー式、ソフトウェアー式、搬入、据付け、配線、調整等一式)
- (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

(5) 借入場所

松山市若草町 7 番地 1

愛媛県警察本部交通部交通規制課交通管制センター

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に障害が発生した場合の迅速なメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

(2) 入札書の受領期限

平成29年7月4日(火)午前11時00分

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成29年7月4日(火)午前11時00分 愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

公告の日から平成29年6月26日(月)午後5時15分まで。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Traffic Control Center System Main Controller , 1 set
- (2) Time limit of tender: 11:00 a .m ., 4 July , 2017
- (3) For further information, please contact: Department Road Safety Institution, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan TEL 089 934 0110 Ext 2271

平成29年5月16日 発行